

政策会議付議事案書（令和2年10月13日）

提案課名 財政課

報告者名 岩淵 哲朗

<p>事案名</p>	<p>令和3年度（2021年度）予算編成方針について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和3年度予算を編成するに当たり、次の3点を内容とした予算編成方針を作成し、全庁的に示し、かつ、徹底することにより、円滑な編成作業を行うものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 2 予算編成に当たっての基本方針 3 予算編成の基本的注意事項 	
<p>経過等</p>	<p>令和2年4月 新総合計画の財政推計について関係各課に照会 同年7月 予算編成手法の検討、予算編成方針の作成に着手 同年8月～ 新総合計画の財政推計の取りまとめ 同年9月 予算編成方針（案）の作成</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>令和3年度予算編成方針を別添のとおり定めること。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政の現状 (2) 令和3年度の財政見通し（一般財源ベース） (3) 令和3年度から7年度までの財政見通し（一般財源ベース） 2 予算編成に当たっての基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新総合計画の着実なスタート 「秦野みらいづくり特別枠」の再編^(*) (2) 行財政改革と公共施設再配置の推進 (3) 健全財政の維持 3 予算編成の基本的注意事項 <p>予算要求に当たっては、業務運営費は、一般財源ベースで対前年度比10%の削減目標を設定する。また、扶助費などの義務的経費や各特別会計への繰出金、建設事業費等は、原則として、新総合計画に係る財政推計値をそれぞれ上限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本姿勢 (2) 予算要求に当たっての上限 (3) 新規事業の取扱い (4) 歳入増収策 	

	<p>(5) 歳出削減策</p> <p>(6) その他の注意事項</p> <p>(*) 「秦野みらいづくり特別枠」の再編 組織横断的な連携を進める「秦野みらいづくり特別枠」(令和元年度予算にて創設)については、新総合計画における新たなリーディングプロジェクトを踏まえ再編することとする。</p>
今後の取扱い	令和2年10月14日 予算編成事務説明会の開催 同年10月下旬 予算編成方針の公表、議会への情報提供 同年12月中旬～ 政策部長査定の実施 令和3年 1月中旬～ 市長査定の実施

令和3年度
(2021年度)
予算編成方針(案)

令和2年10月 日

秦野市政策部財政課

目 次

1	本市の財政状況	(ページ)
(1)	財政の現状	・・・ 1
(2)	令和3年度の財政見通し(一般財源ベース)	・・・ 1
(3)	令和3年度から7年度までの財政見通し(一般財源ベース)	・・・ 3
2	予算編成に当たっての基本方針	
(1)	新総合計画の着実なスタート	・・・ 4
(2)	行財政改革と公共施設再配置の推進	・・・ 4
(3)	健全財政の維持	・・・ 5
3	予算編成の基本的注意事項	
(1)	基本姿勢	・・・ 5
(2)	予算要求に当たっての上限	・・・ 5
(3)	新規事業の取扱い	・・・ 6
(4)	歳入増収策	・・・ 6
(5)	歳出削減策	・・・ 7
(6)	その他の注意事項	・・・ 10

1 本市の財政状況

(1) 財政の現状

令和元年度一般会計決算は、歳入では、固定資産税が償却資産に対する新規課税の取組などにより増加したものの、法人市民税が企業業績の悪化の影響などを受け、前年度に比べて市税全体で約9千万円の減額となりました。

さらに、使用料が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共施設の一時閉館等の影響により約8千万円減収したほか、幼児教育・保育の無償化などにより分担金及び負担金が約1億6千万円減少したことで、自主財源全体としては、約1億2千万円の減額となりました。

歳出では、人件費が退職者数の減により約3億2千万円減少しましたが、主に業務運営費である物件費が資源分別回収費の増などにより約2億円、扶助費が少子・超高齢社会の進行により約6億7千万円、それぞれ増加し、経常的経費全体としては、約6億3千万円の増額となりました。

これらの結果、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は95.3%と、前年度に引き続き高い水準にあり、政策的な経費に必要な財源を安定的に確保することが難しい状況が続いています。

また、財政の豊かさを表す指標の一つである財政力指数（単年度）は、令和元年度で、県内16市で下から3番目の0.875となっており、地方交付税（普通交付税）を受け入れている状態が平成21年度から継続しています。

ウィズコロナの中にあって、「新たな日常」を実現していくためにも、市税収入の増加につながる取組を進めるほか、国や県からの新たな財源確保に努めるとともに、行財政改革を着実に実行していく必要があります。

(2) 令和3年度の財政見通し（一般財源ベース）

ア 歳入

内閣府の月例経済報告（令和2年9月）では、景気の先行きは、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善も

あって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされています。

感染症が令和3年度の市税収入に及ぼす影響については、総務省が公表した「令和3年度地方財政収支の仮試算」等を参考に、リーマンショック後を超えると見込み、市税全体では、約209億9千万円（前年度比約19億2千万円、8.4%減）としました。

一方、市税減収の影響を受け、普通交付税は、約36億円（前年度比約6億6千万円、22.6%増）、その代替財源である臨時財政対策債の発行可能額は、約24億円（前年度比約3億円、14.3%増）を見込んでいます。

したがって、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金を繰り入れない場合、歳入に占める一般財源は、約321億3千万円（前年度比約17億2千万円、5.1%減）となる見込みです。

イ 歳出

新総合計画（仮称）の策定作業と並行した予算編成であるため、令和2年10月1日現在の計画の検討状況を踏まえた見通しとなりますが、人件費は、会計年度任用職員の報酬等の増により、約91億7千万円（前年度比約3千万円、0.3%増）を見込んでいます。

また、扶助費は、高齢者人口の増加により約2億1千万円増加し、これらに公債費を加えた義務的経費全体では、約173億円（前年度比約3億6千万円、2.1%増）を見込んでいます。

その他、社会保障費である介護保険事業や後期高齢者医療事業の特別会計への繰出金が増額するほか、新総合計画に位置付ける建設事業費や新規施策を踏まえたうえで、前年度と同額の建設事業費等及び業務運営費を確保しようとする場合、必要な一般財源は約341億2千万円となり、前年度より約2億7千万円の増となる見込みです。

ウ 財源不足

上記の歳入及び歳出の見通しから、令和3年度は、約19億9千万円の財源不足が生じる見込みとなっているため、まずは、歳出において業務運営費を削減し、それでもなお不足する場合は、歳入において財政調整基金の繰入れにより解消する必要があります。

○令和3年度歳入・歳出の見通し（一般財源ベース）

※令和2年10月1日現在

区分		2年度当初 (A)	3年度見込 (B)	増減 (B - A)
歳入（一般財源）		338.5億円	321.3億円	△17.2億円 △5.1%
歳 出	職員給与費	79.4億円	78.4億円	△1.0億円
	報酬等(会計年度任用職員)	12.0億円	13.3億円	+1.3億円
	扶助費	44.9億円	47.0億円	+2.1億円
	公債費	33.1億円	34.3億円	+1.2億円
	繰出金	66.9億円	65.1億円	△1.8億円
	二市組合分担金	11.3億円	12.5億円	+1.2億円
	建設事業費等	22.7億円	22.7億円	—
	その他	3.9億円	3.6億円	△0.3億円
	業務運営費	64.3億円	64.3億円	—
計		338.5億円	341.2億円	+2.7億円 +0.8%
歳入－歳出		0億円	△19.9億円	△19.9億円

(3) 令和3年度から7年度までの財政見通し（一般財源ベース）

新総合計画の前期基本計画期間の財政見通しは、歳入においては、感染症の影響により大幅に減額すると見込んでいる市税収入の回復基調が不透明であることや、消費に持ち直しの動きが見られるものの、地方消費税交付金の増収幅を予測するのは難しいことから、全体として、減少傾向が長期にわたるものと見込んでいます。

一方、歳出では、職員定数を増やさない方針である一方で、会計年度任用職員制度を導入したことに伴い人件費が増加するほか、社会保障費が拡大することで、扶助費や特別会計への繰出金の増加傾向が続きます。

そこで、建設事業の平準化や経常的経費である業務運営費の縮減により収支の均衡を図る必要があります。

2 予算編成に当たっての基本方針

以上の財政状況を踏まえて、次の3点を令和3年度予算編成に当たっての基本方針とします。

(1) 新総合計画の着実なスタート

令和3年度にスタートする新総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、SDGsの理念を踏まえて、持続可能なまちづくりの基本方向を示すものです。

そこで、重点的かつ先導的に取り組み、相乗的な効果を発揮させるものとして、計画に掲げるリーディングプロジェクトに重点的に取り組むとともに、施策大綱別（分野別）計画にある基本目標を柱とした諸施策を着実に実施していくこととします。

なお、組織横断的な連携を進める「秦野みらいづくり特別枠」について、新たなリーディングプロジェクトを踏まえて再編するとともに、自然災害対策や感染症拡大防止に向けた新たな枠組みを設けます。

(2) 行財政改革と公共施設再配置の推進

新総合計画の諸施策を実現するためには、行財政改革と公共施設再配置により財源を生み出していくことが求められます。

また、感染症の影響は、長期化の様相を見せていることから、「感染症の拡大防止」と「社会経済活動」の両立を見据えた対策を最優先として取り組みつつ、中長期的な視点に立ち、事業の優先順位を改めて明確にする必要があります。

コロナ禍での予算編成は、既存事業をゼロベースで見直す機会でもあるため、事業の優先順位付けを行い、「選択と集中」を強化するとともに、聖域を設けることなく、廃止や縮小などの抜本的な見直しを行うほか、財産の有効活用などといった歳入の増加や歳出の削減の両面における取組を加速させることとします。

そして、予算要求に当たっては、行革推進プランや公共施設再配置計画に掲げた改革項目の継続した取組と、全ての事務事業をゼロベースで見直す視点を持って、その実施手法や必要性を十分に検討することとします。

なお、令和3年度が新たな行財政改革のスタートとなることを踏まえ、費用対効果を検証し、ICTの活用や民間委託の推進など、市民サービスの向上につながる改革にも積極的に取り組みます。

(3) 健全財政の維持

地方の財源不足を補う普通交付税は、本市では、40パーセント以上が臨時財政対策債に振り替えられています。今後も社会保障費の増加傾向が続くことから、全体的な財政運営をするうえで生じる財源不足を補うために、この借入れにより財源を確保する必要があります。

しかし、国の制度上の問題とは言え、本市の地方債現在高の約3分の2を臨時財政対策債が占めており、多額な発行は、財政構造の硬直化を招くこととなります。

そこで、引き続き、健全財政を維持するため、建設事業債を含めた市債の適正な活用と、実質収支及び財政調整基金現在高の適正水準の維持を図ります。

3 予算編成の基本的注意事項

具体的な予算要求に当たっては、次に示す「基本姿勢」、「予算要求に当たっての上限」、「新規事業の取扱い」、「歳入増収策」、「歳出削減策」及び「その他の注意事項」の6点に留意すること。

(1) 基本姿勢

合理的証拠に基づく政策立案（EBPM）を踏まえて、全ての事業において、PDCAサイクルによる事業目的・指標の再確認や事業効果の検証を徹底すること。

また、感染症の拡大防止のために休止、縮小等を行った事業について、これまでと同様の要求をするのではなく、「新たな日常」を意識し、必要な改善を加えたうえで、事業全体の再構築を図り、適切な予算見積りを行うこと。

(2) 予算要求に当たっての上限

経 費	上 限
業務運営費 ^{※1}	対前年度10%削減した額 (部等全体の一般財源ベース)
扶助費などの義務的経費	新総合計画に係る財政推計値
各特別会計への繰出金	
建設事業費等 ^{※2}	

※1 予算要求は、必ず、この範囲内で行うこととし、単に事業ごとの一律削減を行うのではなく、「必要性」「有効性」「効率性」「類似性」等の視点から、全ての事務・事業をゼロベースから見直し、緊急度や優先度に基づくメリハリのある要求を行うこと。

なお、見直しに当たっては、期限を定めるほか、目標値・指標等を設定し、効果の検証と改善が客観的に行えるようにすること。

※2 新総合計画に位置付ける建設事業費や新規施策とし、限られた財源を優先的・重点的な事業に配分するため、必ず事業の優先順位付けを行うこと。

(3) 新規事業の取扱い

必要性を厳しく見極め、必ず財源確保策を示すとともに、スクラップアンドビルドの観点から、既存事業の廃止・再構築を前提とし、後年度に生じる負担への対応も明らかにしたうえで必要な経費を見積もること。

(4) 歳入増収策

ア 市税

新総合計画に定める徴収率の目標達成に向けて、納付環境の拡充などの取組を踏まえた、積極的かつ的確な収入見込額を見積もること。特に、滞納に対しては、現年課税分への早期対応、滞納繰越分は、厳正な滞納整理手法による徴収努力を尽くした見積額とすること。

イ 使用料及び手数料

使用料や手数料の金額は、利用者の問題だけではなく、非利用者の税負担との問題でもあるため、行政サービスのコスト等を正確に把握するとともに、負担の公平性確保や受益者負担の原則にのっとり、サービスに応じた適正な水準とすること。

また、改定した使用料の効果を検証することに加え、感染症の影響を踏まえたうえで、施設の利用向上・拡大に向けた具体的な取組を行うこと。

ウ 国・県支出金

国や県の予算編成や補助制度の動向について、積極的に情報を収集し、柔軟かつ的確に予算編成に反映すること。また、複数の課で活用が見込まれる補助金等については、関係課及び財政課への情報

提供を行うこと。

国・県の補助事業を要求するに当たっては、主体的に選択をしたうえで活用を図ることとし、補助事業であることを理由に安易に予算化を行い、結果として後年度に多額の一般財源負担を招かぬように留意すること。

国・県支出金等の交付基準に基づく要望を行い、基準を下回る内示となった場合については、国や県に対し、直接働き掛けるなど、積極的な対応に努めること。なお、廃止又は縮減された場合は、見直しの機会と捉え、市費での肩代わりは行わないこと。

エ 財産収入

本市が所有する財産や権利などの現況を的確に把握し、効率的に活用するとともに、財産貸付料の適正化を図ること。特に、遊休地などの未利用財産のうち、事業化が見込めない土地は、積極的に処分し、あるいは貸し付けるなど、必ず何らかの収入確保に努めること。

オ 貸付金元金収入

負担の公平性を確保する観点から、貸付金は、返納率の向上に向けて積極的に取り組むこと。

カ その他の歳入

各部等が創意工夫を図るとともに、他団体や民間等が実施している歳入確保策を参考とするなど、積極的な財源確保を図ること。

また、歳入全般をきめ細かく洗い直すことにより、既成概念を払拭し、可能な限りの財源を確保すること。

(5) 歳出削減策

ア 人件費（会計年度任用職員以外）

市民に新たな負担を求めていくに当たり、市民の理解と信頼を得るため、引き続き、給与制度及び組織の見直しや人員の適正化が必要であるとの認識に立って、人件費の削減を行うよう取り組むこと。

定数に換算されない再任用職員の任用に当たっては、関係部署と業務量や勤務形態等についての調整を図り、人件費の増額を招かないよう十分に留意すること。

また、「新たな日常」の実現に向けた職場改革を見据え、中長期的な視点で定数管理を行うこと。

イ 会計年度任用職員の任用

令和2年度から会計年度任用職員制度の運用が開始されているが、人件費の増額は、政策的経費を圧迫することになるため、業務の見直しや効率化を図り、必要最小限の任用にとどめること。

また、報酬、期末手当、費用弁償、社会保険料、雇用保険、健康診断委託料等の計上について、適切に対処すること。

ウ 物件費

節減合理化を継続し、前年度の実績などによる安易な計上は厳に慎み、徹底した見直しを行うこと。

(ア) 需用費

事務使用物品などの購入は極力見合わせることにし、購入する場合には、補助事業を最大限に活用すること。

また、効率的な機器への転換等により、光熱水費の削減に努めること。

(イ) 委託料

単価の据置き、減額や数量の見直しなどにより、徹底した節減合理化を図ること。

また、指定管理者制度やNPO等の活用に当たっては、導入後の効果やトータルコスト等を十分に検証し、より適正なものとなるよう精査すること。

エ 扶助費

各種の市単制度は、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性などに照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、本市財政の現状と将来の見通しを踏まえた十分な検討及び見直しを行うこと。特に、新規事業を要求する場合は、既存事業の廃止・再構築を行うこと。

オ 施設の維持管理費

公共施設の改修や修繕は、利用者の安全確保の観点から優先順位を付け、公共施設保全計画（仮称）を踏まえて実施すること。

また、維持管理費を計上する場合であっても、その費用対効果を客観的に比較・検証したうえで、必要最小限の経費とすること。

カ 補助金・交付金

「補助金の見直し方針」を踏まえ、施策上の必要性や公益性を点

検するとともに、対象とする事業の現状や目標とする状態、補助による効果を明らかにしたうえで、次の点について留意して要求すること。

- (ア) 団体補助にあつては、一定の余剰金が生じているときは、補助金の削減等を検討するとともに、自立した団体運営となるよう検討・調整を行うこと。
- (イ) 補助の目的や性質等を踏まえ、終期又は見直し時期を必ず設定すること。また、見直し期限が到来する前に、定量的な根拠をもって、その廃止又は継続の検討を行うこと。
- (ウ) 負担の公平性確保の観点から、市税などを滞納している対象者には、交付を制限すること。
- (エ) 補助以外による方法がより効果的であるときは、事業委託等への切り替えを検討すること。

キ 貸付金

必要性、貸付効果などを十分に検証し、必要最低限の金額とするとともに、必要に応じ適正な利子を設定すること。

ク 各種協議会負担金

加入の必要性を十分に検討し、メリットが説明できないものは脱会するなど、整理合理化を図ること。

ケ 環境への配慮

気候変動等の環境対策の一環として、グリーン購入や新エネルギー・省エネルギー機器への更新など、環境に配慮した見積りに努めること。

コ 企業会計・特別会計

独立採算が前提であることを踏まえ、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう、事業運営方法などを見直すこと。

また、感染症の影響を踏まえつつ、公平性の観点から、適正な受益者負担のあり方を十分に検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化により、一般会計からの基準外や赤字の繰入金削減すること。

サ その他の歳出

前年度予算計上額以下に抑えることを基本とし、増額又は新たに計上する場合は、特定財源の確保又はそれに見合った一般財源ベー

スの事業費を減額し、必要な財源を確保すること。

(6) その他の注意事項

ア 市民及び議会からの指摘事項

市民及び議会からの指摘事項は、部内及び関係部課と十分協議、調整すること。特に、決算審議における指摘事項については、早急に検討すること。

イ 監査委員からの意見、要望

決算審査意見書に記載された監査委員からの意見、要望に該当する事項について、再確認すること。

ウ 市民生活における影響への配慮

市民生活に与える影響に特に配慮が必要な事業は、たとえ少額なものであっても、きめ細かな配慮を行うこと。

エ 複数部門で調整を要する事業

横断的に連携し、予算執行段階で支障を来さないよう、各部等の連携により必要な経費を漏れなく見積もること。

オ 設計額等の積算

設計額等の積算に当たっては、検算を厳格に行うとともに、業者見積りを参考とする場合は、必ず2者以上から参考見積りを徴取して、最低額を見積額に反映させること。

市内業者により履行可能な業務は、市内業者から見積りを徴取すること。

また、設計等で使用する単価は、業務内容に照らし、適正な単価を設定すること。特に委託業務は、仕様に基づく経費の積算を適切に行うこと。

カ 市内経済活性化の推進

市内経済の活性化と中小企業振興の観点から、発注・調達の対象を適切に分離・分割するなど市内事業者の受注機会の確保に努めること。

また、年間を通じて、工事量や設計・測量等の業務量が平準化するよう発注時期に配慮すること。特に、市単独工事費等（通例的な維持補修工事費、せん定、測量などの委託料等）には、引き続き、ゼロ市債を積極的に活用するとともに、新たに、債務負担行為を適切に設定することで年度をまたぐ発注に取り組むなど、発注・施工

時期の平準化に努めること。

キ 条例、規則及び要綱の制定等

制度、施策及び補助金の見直しに係る条例、規則及び要綱は、法令及び予算との整合を図る必要があることから、制定及び改廃に当たっては、予算見積もりに合わせて関係部課等と十分協議のうえ、早期に立案すること。

ク 精度の高い事業計画の作成

事業計画の作成に当たっては、実施年度における変動要素を減らすため、関係機関との事前調整、事業の規模・内容の検討を十分に行うこと。正確な資料、情報等に基づく精度の高い事業計画を作成し、積算外執行や未執行を生じさせないようにすること。

ケ 予算要求額の公表

透明性の確保と説明責任を果たす観点から、引き続き、予算要求額の公表を実施する。公表内容は前年度と同様、全ての事業を公表対象とするので、十分に精査すること。

政策会議付議事案書 (令和2年10月13日)

提案課名 市民税課 資産税課

報告者名 加藤 正芳 黒田 正治

事案名	秦野市市税条例の一部を改正することについて		資料 有
目的・必要性	<p>令和2年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、市税条例に次のとおり改正の必要が生じたものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、必要な措置を条例に規定するもの 2 固定資産税に係る地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）について、特例対象の廃止や見直しが行われたため、条例上必要な改正を行うもの 3 新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響が甚大であることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、必要な措置を条例に規定するもの 		
経過・検討結果	<p>【法律の公布の経過】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：令和2年4月1日) 2 令和2年4月30日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：公布の日及び令和3年1月1日) 		
決定等を要する事項	<p>秦野市市税条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産税において、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、住所・氏名等の必要な事項を申告させること及び正当な理由がなく申告しない場合に10万円以下の過料を設けること。 2 本市で導入する固定資産税の地域決定型地方税特別措置（わがまち特例）のうち、次の項目を廃止及び見直しすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設の特例措置を廃止すること。 (2) 特定再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備）の特例率を4分の3とすること。 (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税特例措置の対象資産に一定の事業用家屋及び構築物を加え、その特例率をゼロとすること。 3 個人市民税において、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定行事の中止等で生じた入場料等払戻請求権を放棄した場合に寄附金税額控除を適用すること。 4 条例で引用する地方税法の条項の移動を反映すること。 		
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年11月 令和2年12月第4回市議会定例会に上程 2 令和3年 1月1日 条例施行、改正施行規則の施行 税制度改正周知(広報紙、ホームページ等) 		

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

- (1) 土地又は家屋について、登記簿上の所有者等が死亡している場合における現所有者に対し、住所、氏名等を申告させることとすること。
- (2) 固定資産税の課税標準について
 - ア 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に役立つ施設に係る特例措置が廃止されたことに伴い、その特例率を削除すること。
 - イ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げること。
 - ウ 償却資産に係る特例措置の対象が追加されたことに伴い、その特例率を定めること。
- (3) 個人市民税について、権利を放棄した入場料金等払戻請求権を寄附金税額控除の特例の対象とすること。
- (4) 移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句等を整理すること。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 26 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「法第 349 条の 3 第 28 項」を「法第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「法第 349 条の 3 第 29 項」を「法第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「法第 349 条の 3 第 30 項」を「法第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 27 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（現所有者の申告）

第 27 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合におけるその個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他市長が固定資産税の賦課徴収について必要と認める事項

第 49 条第 1 項第 3 号中「第 27 条」の次に「、第 27 条の 3」を加える。

附則第 16 項の見出し及び同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 23 項を削る。

附則第 24 項中「法附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「法附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を附則第 23 項とする。

附則第 25 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を附則第 24 項とする。

附則第 26 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 30 項」

に改め、同項を附則第 25 項とする。

附則第 27 項を削る。

附則第 28 項中「法附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を附則第 26 項とする。

附則第 29 項中「法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を附則第 27 項とする。

附則第 30 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を附則第 28 項とする。

附則第 31 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を附則第 29 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

30 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハの条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 32 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を附則第 31 項とする。

附則第 33 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を附則第 32 項とする。

附則第 34 項中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を附則第 33 項とする。

附則第 35 項中「法附則第 15 条第 38 項」を「法附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を附則第 34 項とする。

附則第 36 項中「法附則第 15 条第 44 項」を「法附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を附則第 35 項とする。

附則第 37 項中「法附則第 15 条第 45 項」を「法附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を附則第 36 項とする。

附則第 38 項中「法附則第 15 条第 47 項」を「法附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を附則第 37 項とする。

附則第 39 項を附則第 38 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

39 法附則第 64 条の条例で定める割合は、零とする。

附則第 40 項の見出し及び同項中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄)

52 法附則第 60 条第 3 項の規定により条例で定める住民の福祉の増進に寄

与する放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）第５条第４項に規定する指定行事の同条第１項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

議案第 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網掛け部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(<u>法第349条の3第27項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第26条の2 <u>法第349条の3第27項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第28項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>(<u>法第349条の3第28項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第26条の2 <u>法第349条の3第28項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第29項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>(<u>現所有者の申告</u>)</p> <p>第27条の3 <u>現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合におけるその個人の住所及び氏名</u></p>	

(3) 土地にあつては、その所在及び地番

(4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号

(5) その他市長が固定資産税の賦課徴収について必要と認める
事項

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料を科する。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2項若しくは第3項、第27条、第27条の3、第33条又は法第383条、第454条、第473条第1項若しくは第2項若しくは第599条第1項の規定により申告又は報告をすべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

1-15 (略)

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

16 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料を科する。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2項若しくは第3項、第27条、第33条又は法第383条、第454条、第473条第1項若しくは第2項若しくは第599条第1項の規定により申告又は報告をすべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

1-15 (略)

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

16 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する

合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

17-22 (略)

23 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、4分の3とする。

24 法附則第15条第30項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

25 法附則第15条第30項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第30項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条第30項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第30項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

29 法附則第15条第30項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

17-22 (略)

23 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とする。

25 法附則第15条第33項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第33項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条第33項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第33項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

29 法附則第15条第33項第1号ホの条例で定める割合は、3分の2とする。

30 法附則第15条第33項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

31 法附則第15条第33項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

30 法附則第15条第30項第2号ハの条例で定める割合は、
4分の3とする。

31 法附則第15条第30項第3号イの条例で定める割合は、
2分の1とする。

32 法附則第15条第30項第3号ロの条例で定める割合は、
2分の1とする。

33 法附則第15条第30項第3号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。

34 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2
とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の1
とする。

36 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2
とする。

37 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、零とす
る。

38 (略)

39 法附則第64条の条例で定める割合は、零とする。

(平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人市民税の
均等割の税率に関する特例)

40 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防
災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に

32 法附則第15条第33項第3号イの条例で定める割合は、
2分の1とする。

33 法附則第15条第33項第3号ロの条例で定める割合は、
2分の1とする。

34 法附則第15条第33項第3号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2
とする。

36 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1
とする。

37 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2
とする。

38 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、零とす
る。

39 (略)

(平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税
の均等割の税率に関する特例)

40 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防
災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に

関する法律（平成23年法律第118号）第2条第2項の規定により平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人市民税の均等割に限り、第11条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

41-51 （略）

（寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄）

52 法附則第60条第3項の規定により条例で定める住民の福祉の増進に寄与する放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

関する法律（平成23年法律第118号）第2条第2項の規定により平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税の均等割に限り、第11条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

41-51 （略）

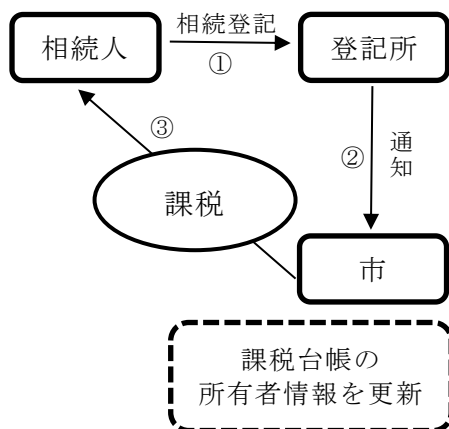
秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 固定資産を現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

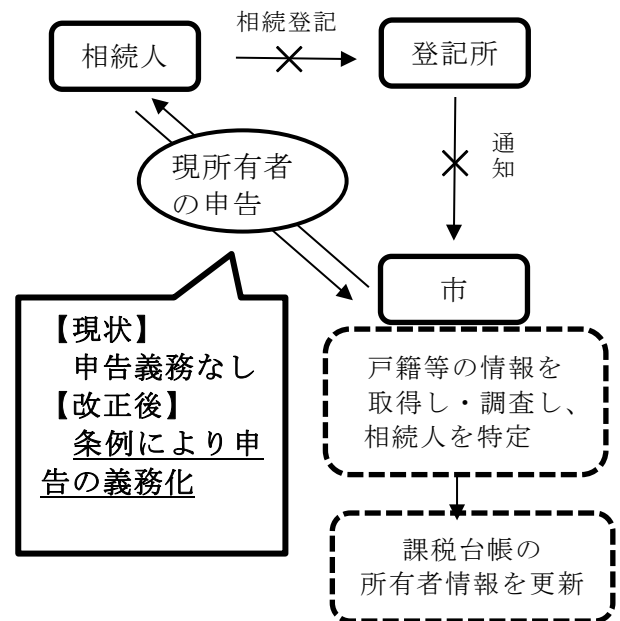
(1) 改正の概要

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、住所・氏名等の必要な事項を申告させるため、改正するものです。

【相続登記がされている場合】



【相続登記がされていない場合】



(2) 改正内容

ア 申告の制度化（第27条の3）

現に所有している者に住所・氏名等を記載した申告書を市長へ提出させることができるよう定めるもの。

イ 不申告に関する過料（第49条）

現に所有している者が正当な理由がなく申告しなかった場合において、10万円以下の過料を設けるもの。

2 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

固定資産税の課税標準の特例割合を定めるわがまち特例について、次のとおり改正するものです。

※ わがまち特例とは、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において、地方自治体が自主的に判断し条例で決定する仕組みのこと。

(1) 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設に係る特例の廃止（改正前附則第23項）

ア 改正の概要

大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例率2分の1とする特例を廃止するものです。

(2) 特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例の縮減（附則第27項・第30項）

ア 改正の概要

特定再生可能エネルギー発電設備に係る5,000kw以上の水力発電設備の特例が見直されたことに伴い、その特例率を定めるものです。

イ 対象設備及び特例率

対象設備	現 行			改正後		
	区分	特例率	参酌基準	区分	特例率	参酌基準
水力 発電設備	5,000kw 以上	2 / 3	2/3を参酌し1/2から5/6の範囲内	5,000kw 以上	3 / 4	3/4を参酌し7/12から11/12の範囲内

ウ 取得期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

エ 適用期限

令和3年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分

(3) 償却資産に係る特例の拡充（附則第39項）

ア 改正の概要

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、製造業だけでなくサービス業やテレワークサテライトオフィス、ローカル5Gを利用した通信設備などの事業用家屋と構築物が追加されたため、その特例率を「零」とするものです。

イ 対象資産及び特例率

区 分	現 行	改正後
対象資産	機械及び装置、器具及び備品、 工具、建物付属設備 ※先端設備等導入計画に基づき 取得した設備	事業用家屋、構築物を追加
特例率	零	零
要 件	旧モデル比で生産性（単位時間 当たりの生産量、精度、エネル ギー効率等）年平均 1%以上向 上する一定のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用家屋 取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入され、取得価額が 120 万円以上のもの ・ 構築物 旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上する一定のもので販売開始時期が 14 年以内、一台又は一基の取得価額が 120 万円以上のもの
取得期間	平成 30 年 6 月 6 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 30 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

ウ 適用期限

令和 3 年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度分

3 指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例（附則第 5 2 項）

(1) 改正の概要

政府の自粛要請等を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対し、チケット等を購入した個人が所得税の寄附金控除の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄をした場合に、個人市民税においても寄附金税額控除の対象とするため、改正するものです。

(2) 対象行事

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに開催された又は開催する予定であった行事のうち、文部科学大臣が指定したもの。

(3) 対象期間

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 31 日まで

4 その他

移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句等を整理すること。

5 施行日

令和3年1月1日

政策会議付議事案書 (令和2年10月13日)

提案課名 債権回収課

報告者名 飯沼 和彦

<p>事案名</p>	<p>秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和2年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年1月1日から市税に係る延滞金の算出に関する規定が改正されることとなります。 これに伴い、秦野市債権の管理等に関する条例の規定により延滞金を徴収する「市税に準じる債権」について、これまでと同様に、地方税法における市税の延滞金に関する規定と同様の規定を同条例におき、市税に準じて延滞金を算出することとするため、「秦野市債権の管理等に関する条例」の一部を改正するものです。 なお、この改正は、用語の改正であるため、延滞金の金額に変更はありません。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和2年3月31日 「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）」公布</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>地方税法等の一部改正に合わせ、これまでと同様に、市税に準じて延滞金を算出することとするため「秦野市債権の管理等に関する条例」附則第3項（延滞金の割合の特例）の用語を改正すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年11月 令和2年12月市議会第4回定例会に上程 令和3年1月1日 条例施行 ホームページ等で周知</p>	

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、市税における延滞金の算出に関する規定が改められたことに伴い、条例で定める「市税に準じる債権」における延滞金を、これまでと同様に市税に準じて徴収することとするため、改正するものであります。

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（各年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「、特例基準割合適用年」を「、その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例附則第3項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市債権の管理等の関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たないときは、その年において、年14.5パーセントの割合にあつては、<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては、延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(その加算した割合が年7.25パーセントを超えるときは、年7.25パーセントの割合)とする。</u></p> <p>4-14 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の<u>特例基準割合(各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たないときは、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>において、年14.5パーセントの割合にあつては、<u>特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(その加算した割合が年7.25パーセントを超えるときは、年7.25パーセントの割合)とする。</u></p> <p>4-14 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する、

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例附則第3項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて

1 改正の概要

令和2年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年1月1日から、市税における「法人の延長納期限」及び「徴収の猶予等の期間」の延滞金の計算方法が変更されることに伴い、一律「特例基準割合」としていた用語が改正され、それぞれ「延滞金特例基準割合」、「平均貸付割合」、「猶予特例基準割合」に細分化されます。

このことに伴い、「秦野市債権の管理等に関する条例」で規定する「市税に準じる債権」※1の延滞金に係る用語について、改正地方税法と同様に改正するものです。

なお、「市税に準じる債権」については、延滞金の計算方法に変更はありません。

※1 市税に準じる債権：保育所等入所児童個人負担金、下水道受益者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など

(改正前)

計算期間	令和2年1月1日～同年12月31日
通常	※2 特例基準割合 (※3 平均貸付割合 0.6% + 1.0%) + 7.3% = 8.9%
(納期限後 1 か月以内)	特例基準割合 (平均貸付割合 0.6% + 1.0%) + 1.0% = 2.6%
法人の延長納期限	特例基準割合 (平均貸付割合 0.6% + 1.0%) = 1.6%
徴収の猶予等の期間	特例基準割合 (平均貸付割合 0.6% + 1.0%) = 1.6%

(改正後)

計算期間	令和3年1月1日以降
通常	延滞金 特例基準割合 (平均貸付割合 0.5% + 1.0%) + 7.3% = 8.8%
(納期限後 1 か月以内)	延滞金 特例基準割合 (平均貸付割合 0.5% + 1.0%) + 1.0% = 2.5%
法人の延長納期限	平均貸付割合 0.5% + <u>0.5%</u> = 1.0%
徴収の猶予等の期間	猶予特例基準割合 (平均貸付割合 0.5% + <u>0.5%</u>) = 1.0%

秦野市債権の管理等に関する条例 で引用

※2 特例基準割合：平均貸付割合＋年1.0%

※3 平均貸付割合：前々年の9月から前年の8月までの国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合
(令和2年：0.6%、令和3年：0.5%)

2 施行日

令和3年1月1日